

入学料徴収猶予制度について

1 入学料徴収猶予制度の主旨

入学料徴収猶予制度は、現下の厳しい経済状況の下で、入学に伴う入学料等の家計における負担が大きくなっているという現状に鑑み、特に経済的に困窮した者に対し、徴収猶予する制度です。

2 徴収猶予対象者（学部学生及び大学院生）

- (1) 経済的理由によって入学料の納付が困難である者
- (2) その他やむを得ない事情があると認められる者

3 徴収を猶予する期間

徴収を猶予する期間は、4月入学者については9月23日、9月入学者については2月末日（いずれも土・日・祝祭日の場合は、その前日）までとする。

4 猶予申請の手続き

所定の申請書に記入し、結果通知用封筒と一緒に提出してください。
(日時、場所等は「入学料徴収猶予の申請要領」を参照のこと。)

授業料徴収猶予制度について

1 授業料徴収猶予制度の主旨

授業料徴収猶予制度は、経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難な者又はやむを得ない事情があると認められる者に対し、徴収猶予する制度です。

2 徴収猶予対象者（学部学生及び大学院生）

- (1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難である者
- (2) 行方不明の者
- (3) 本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が困難であると認められる者
- (4) その他やむを得ない事情があると認められる者

3 徴収を猶予する期間

徴収を猶予する期間は、4月入学者については9月23日、9月入学者については2月末日（いずれも土・日・祝祭日の場合は、その前日）までとする。

4 猶予申請の手続き

所定の申請書に記入し、結果通知用封筒と一緒に提出してください。
(申請の日時、場所等は「授業料徴収猶予申請のしおり」を参照してください。)